

○富士市景観条例

平成21年6月29日条例第29号

改正

平成27年3月30日条例第25号

富士市景観条例

富士市都市景観条例（平成6年富士市条例第15号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 景観形成基本計画及び景観計画

第1節 景観形成基本計画（第7条）

第2節 景観計画（第8条—第11条）

第3章 法に基づく行為の制限等（第12条—第16条）

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第17条・第18条）

第5章 富士・愛鷹山麓（ろく）の景観保全（第19条—第21条）

第6章 表彰、助成等（第22条・第23条）

第7章 景観審議会（第24条—第26条）

第8章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、富士市における良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関して必要な事項を定めることにより、美しく快適な景観の創出を図り、もって潤いとゆとりのあるまちづくりに資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- （2）工作物 建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。
- （3）建築等 法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。
- （4）建設等 法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。

（基本理念）

第3条 日本を代表する景観ともいふべき麗峰富士をはじめとする優れた自然景観と宿場町及び産業のまちとして培われてきた歴史的文化的資産とが織り成す富士市らしい良好な景観は、市民にとってかけがえのない共有財産であるとの認識の下、現在及び将来の市民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、良好な景観の形成を推進するため、総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に必要な調査及び研究を行わなければならない。
- 3 市は、道路、公園その他の公共施設の整備を行う場合には、良好な景観の形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない。
- 4 市は、良好な景観の形成に関し市民及び事業者の意識を高め、知識の普及を図るために必要な措置を講じなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、その推進に積極的に参加するものとする。

- 2 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、良好な景観の形成について必要な配慮をしなければならない。
- 3 市民及び事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(国等に対する協力要請)

第6条 市長は、良好な景観の形成に関し必要があると認めるときは、国、地方公共団体その他の関係機関に対し、必要な協力を要請するものとする。

第2章 景観形成基本計画及び景観計画

第1節 景観形成基本計画

第7条 市長は、良好な景観の形成を総合的かつ計画的に進めるため、良好な景観の形成に当たっての基本的な方針を明らかにした景観形成基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ富士市景観審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、基本計画を定めたときは、これを告示しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第2節 景観計画

(景観計画)

第8条 市長は、前条の基本計画に則して法第8条第1項の景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

2 前条第2項の規定は、景観計画の策定及び変更について準用する。

(景観計画への適合)

第9条 建築物の建築等又は工作物の建設等を行う者は、当該建築物又は工作物を景観計画に適合させるよう努めなければならない。

(景観形成重点地区)

第10条 市長は、法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域のうち、次の各号のいずれかに該当する地区において、当該地区の特性を生かした景観の形成を重点的に図る必要があると認める地区を、景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。

(1) 都市施設が集積している地区

(2) 歴史的特色のあるまち並み景観を有する地区

(3) 自然と調和した景観を有する地区

(4) その他重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認める地区

2 市長は、前項の重点地区については、景観計画において、法第8条第3項の良好な景観の形成に関する方針及び同条第2項第2号の行為の制限に関する事項を当該重点地区ごとに定めることができる。

3 市長は、重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ当該地区の住民及び利害関係人の意見を聴くものとする。

(景観計画の提案団体)

第11条 法第11条第2項の条例で定める団体は、一定の地区における良好な景観の形成を図ることを目的として設立された団体で、規則で定めるものとする。

第3章 法に基づく行為の制限等

(届出、勧告等の適用除外)

第12条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 建築物の建築等で、高さ（増築にあつては、増築後の高さ）が用途地域においては15メートル未満、用途地域外においては10メートル未満で、延べ面積（増築にあつては、増築後の延べ面積）が1,000平方メートル未満のもの

- (2) 工作物（次号に規定する工作物を除く。）の建設等で、高さ（増築にあつては、増築後の高さ）が用途地域においては15メートル未満、用途地域外においては10メートル未満（電波塔、送電用鉄塔その他これらに類する物件については、15メートル未満）のもの
- (3) 太陽光発電設備の建設等で、高さ（増築にあつては、増築後の高さ）が用途地域においては15メートル未満、用途地域外においては10メートル未満で、太陽電池モジュールの合計面積（増築にあつては、増築後の合計面積）が1,000平方メートル未満のもの
- (4) 第1号又は第2号に規定する規模を超える建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更にあつては、当該建築物又は工作物の外観の変更に係る部分の面積が当該外観の見付面積の5分の1未満であるもの
- (5) 法第16条第1項第3号に掲げる行為
(特定届出対象行為)

第13条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち、同項の規定による届出を要する行為のすべてとする。

(勧告及び命令に係る手続)

第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとする場合は、あらかじめ富士市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(勧告に従わなかった旨の公表)

第15条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、弁明の機会を付与しなければならない。

(助言及び指導)

第16条 市長は、建築物の建築等又は工作物の建設等が景観計画に適合しないものである場合において、良好な景観の形成のための必要があると認めるときは、これらの行為をしようとする者又はした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物等の指定の手続)

第17条 市長は、法第19条第1項に規定する景観重要建造物又は法第28条第1項に規定する景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ富士市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物等の指定をしたときは、その旨及び規則で定める事項を告示しなければならない。

(指定の解除の手續)

第18条 市長は、法第27条又は法第35条の規定により景観重要建造物等の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ富士市景観審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該景観重要建造物等が法第19条第3項に規定する建造物若しくは法第28条第3項に規定する樹木に該当するに至ったとき又は指定の理由が消滅したことが明らかであると市長が認めたときは、この限りでない。

2 前条第2項の規定は、景観重要建造物等の指定の解除について準用する。

第5章 富士・愛鷹山麓の景観保全

(富士・愛鷹山麓の景観保全)

第19条 市長は、富士・愛鷹山麓の緩やかに広がるすそ野の美しく、雄大な景観の保全に努めるものとする。

(土地利用事業における景観保全計画の届出)

第20条 富士・愛鷹山麓地域のうち規則で定める地域において、一定規模以上の土地利用事業で富士山及び愛鷹山の景観に大きな影響を及ぼすおそれがあるものとして規則で定める行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その景観保全計画を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。ただし、第2号又は第3号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その内容を市長に通知しなければならない。

(1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第15項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として規則で定めるもの

(3) 国又は地方公共団体が行う行為(前2号に該当する行為を除く。)

(4) 法第16条第1項の規定による届出を要する行為

(助言及び指導)

第21条 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が基本計画の主旨に照らし適当でないと認めるときは、当該届出をした者に対し、景観保全を図るため必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

第6章 表彰、助成等

(表彰)

第22条 市長は、良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物その他物件について、その所有者等、設計者又は施工者を表彰することができる。

2 市長は、前項に定めるもののほか、良好な景観の形成に貢献したと認める個人又は団体を表彰することができる。

(助成等)

第23条 市長は、景観重要建造物等の所有者等その他良好な景観の形成に寄与すると認められる活動を行う個人又は団体に対し、必要な技術的援助を行い、又は予算の範囲内において必要な経費の一部を助成することができる。

第7章 景観審議会

(設置)

第24条 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、富士市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 基本計画に関する事項

(2) 景観計画に関する事項

(3) 重点地区の指定等に関する事項

(4) 景観重要建造物等の指定等に関する事項

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が良好な景観の形成上特に必要があると認める事項

2 審議会は、良好な景観の形成に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第25条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験者

(2) 市民代表

(3) 関係行政機関の職員

(任期)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

第8章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の富士市都市景観条例第33条第2項の規定により富士市都市景観審議会の委員に委嘱されている者は、第25条第2項の規定により審議会の委員に委嘱された者とみなし、その任期は、第26条の規定にかかわらず、平成22年7月20日までとする。

附 則（平成27年3月30日条例第25号）

この条例は、平成27年5月1日から施行する。